

広報とやま 令和3年(2021年)8月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

保険金を使えるという住宅修理サービスなどに注意しましょう。



[事例]

住宅修理業者などから、「保険を使えば無料で修理できる」と言われ、不要な住宅修理の契約をさせられたり、「住宅修理の保険金の申請を代行する」と言われ、申請を依頼したところ過大な手数料を求められたという相談が増加しています。

[アドバイス]

- 自然災害発生後にトラブルが多くなるので注意しましょう。
- 住宅修理の契約をする前に、保険の適用対象となるのか加入先の保険会社に確認しましょう。
- 複数の業者から工事の見積もりを取り検討しましょう。
- 保険金の申請は自分でできます。申請方法は加入先の保険会社に確認しましょう。

相談受付時間 (土) (日) (祝) (休) を含む毎日10:00~18:30 (年末年始およびCiC休館日は除く)

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047